

世田谷区告示第 5 7 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 8 月 1 0 日から 1 5 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 1 0 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

2 8 - 1

2 変更の区間

世田谷区経堂二丁目 2 2 8 番 5 3

3 変更の区域

延 長 5 . 9 8 メートル

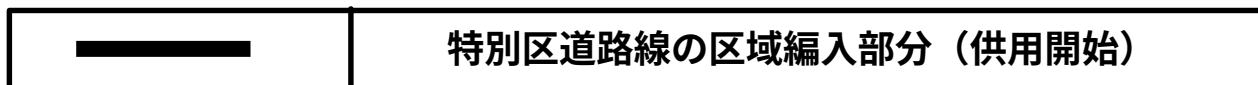
幅 員 0 . 2 4 メートルから 0 . 2 5 メートルまで

面 積 1 . 4 8 平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 8 月 1 0 日

案内図



街区	経堂二丁目6番
----	---------

